

議第28号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例の制定について
京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例
京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。
別表ホールの項中「359,330」を「431,200」に、「502,850」を「603,420」
に、「717,610」を「861,140」に、「86,950」を「95,650」に、「121,520」を
「133,680」に、「172,850」を「190,140」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都コンサートホール条例の規定による京都コ
ンサートホールの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条
の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準
備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る京都コンサートホールの利用に係る
料金については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。